

製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成二十八年経済産業省告示第四十一号）の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

令和3年4月1日
経済産業省
産業人材政策室

令和3年2月17日付けで製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成二十八年経済産業省告示第四十一号）の一部を改正する告示案に対する意見募集を行いましたところ、1件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する考え方は別紙のとおりです。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要及び考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>押印（又は署名）の廃止に反対。代替方法の導入がある場合のみ、押印を廃止することとされたい。</p>	<p>今般、「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされており、押印を求めている手続等に関して、押印が不要と判断される場合には押印を見直すこととしています。</p> <p>ただし、押印の見直しに伴って申請者等の利便性が損なわれないよう、適切に運用してまいります。</p>